

## 指定居宅介護支援事業

# 江陽居宅介護支援事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 株式会社江陽（以下「事業者」という。）が開設する江陽居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が要介護状態または要支援状態にある高齢者に対して適正な居宅介護支援事業を行うことを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 介護支援専門員は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から選択することができるよう、サービス提供前に書類等を用いて説明することを義務とし、総合的かつ効率的に提供されるよう努める。

### (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1) 名称 江陽居宅介護支援事業所
- 2) 所在地 岩手県奥州市江刺田原字大日195番地1

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1) 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 2) 介護支援専門員 1名以上  
介護支援専門員は、申請書の作成、居宅介護サービス計画の作成その他の居宅介護支援業務の提供を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1) 営業日は月曜日から金曜日とする。  
ただし、祝日、8月13日から8月15日、12月29日から1月3日、及び事業者が特に必要と認め定める日は休業とする。
- 2) 営業時間は午前8時から午後5時30分とする。

ただし、ターミナルケアマネジメントを受けることに同意いただいた利用者様について、  
電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

### (居宅介護支援の内容)

第6条 居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- 1) 申請の代行業務
- 2) 要介護認定のための調査代行業務
- 3) 居宅サービス計画の作成
- 4) 居宅サービス事業者との連絡調整
- 5) 他の指定居宅介護支援事業者との連絡調整
- 6) 指定介護保険施設との連絡調整
- 7) その他の居宅介護支援業務

(利用料等)

第7条 指定居宅介護支援事業を実施した場合の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。

- 1) 通常の事業実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、以下の距離別徴収額を基準とする。  
1 kmあたり 50円
- 2) 前項の費用の支払いを受ける場合には、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、奥州市江刺地域・水沢地域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 介護支援専門員は、居宅介護支援を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

(事故発生時の対応)

第10条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家庭等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。当該事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 江陽居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。

- 1) 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 4) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、株式会社江陽と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### (虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- 1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年4回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を年2回定期的に実施する。
- 4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

#### (高齢者虐待防止)

第13条 サービス提供にあたり、高齢者虐待にあたる以下の5項目は原則行わない。

- ①身体的虐待
- ②心理的虐待
- ③介護・世話の放棄・放任
- ④性的虐待
- ⑤経済的虐待

#### (身体拘束廃止)

第14条 サービスの提供に当たり、身体拘束は原則行わない。ただし、下記の要件をすべて満たしている場合、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合があります。ただし、身体拘束を早期に解除できるよう全職員で検討・対応に努めます。

- ①入居者本人又は他の入居者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
- ②身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない。
- ③身体拘束その他の行動制限が一時的である。

#### (業務継続計画)

第15条 ①事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。  
②事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。  
③事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### 附 則

この規程は、岩手県知事の指定を受けた日から施行する。

平成17年10月1日 一部改正

平成17年10月15日 一部改正  
平成18年4月1日 一部改正  
平成21年3月21日 一部改正  
平成26年5月1日 一部改正  
平成30年4月1日 一部改正  
令和4年6月1日 一部改正  
令和6年4月1日 一部改正

以下余白